

知事コメント（抗告訴訟の判決を受けて）

埋立変更不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決が違法無効であるとして、県が提起した抗告訴訟について、那覇地方裁判所は、本日、県の訴えを退ける判決を言い渡しました。

裁判所には、憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を期待していただけに、極めて残念であります。

那覇地方裁判所は、地方自治法その他の法令の規定やその趣旨等から県による抗告訴訟の提起を認めなかった令和4年12月の最高裁判所判決を引用して、県による今回の抗告訴訟も提起する適格を有しないと、県の主張を退けました。

今回の判決は、憲法が定める地方自治の本旨との関係から極めて問題がある令和4年12月の最高裁判所判決の判断枠組みを本件においてもそのまま追認したものであり、しかも、地方公共団体の固有の自治権に法定受託事務は含まれないと判示するなど、地方公共団体の自主性や自立性を脅かしかねないものであります。

県としましては、判決内容を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

令和5年11月15日

沖縄県知事 玉城 デニー